

平成 21 年度第 12 回東久留米市市民環境会議会議録

会議名	平成 21 年度第 12 回東久留米市市民環境会議		
日 時	平成 22 年 3 月 24 日 (水) 19 時 ~ 20 時 15 分	於	東久留米市役所 7 階 701 会議室
出席者	出席委員数 12 名	欠席委員数	9 名
出席事務局職員	環境政策課長 同主査 (政策調整担当) 同主事 (生活環境担当) 同主事 (みどりと公園担当)		
次 第	<p>あいさつ</p> <p>出欠者の報告</p> <p>(1) 会議録の確認</p> <p>平成 21 年度第 11 回市民環境会議会議録 (案) の確認</p> <p>(2) 事務局からの報告等</p> <p>(3) 今後の全体会・部会の開催について</p> <p>(4) 部会活動【19 時 30 分から 20 時 10 分 (約 40 分間) 水とみどり部会は 501 会議室】</p> <p>(5) 部会からの全体報告</p> <p>(6) その他連絡事項等</p>		
配布資料	平成 21 年度第 11 回市民環境会議会議録 (案) ...資料 1 「環境シンポジウム (3 月 27 日開催)」チラシ		
会議の内容	<p>1 . 会議録の確認</p> <p>平成 21 年度第 11 回市民環境会議会議録 (案) の内容を確認した。「湧水・清流保全都市宣言 (仮称)」、「かんきょう東久留米 平成 20 年度」、「第 14 回環境フェスティバル」の箇所に訂正を求める意見があり、了承された。事務局で処理する。</p> <p>2 . 事務局からの報告等 (報告)</p> <p>緑確保の総合的な方針 (案) のパブリックコメントの受付が 3 月 24 日で終了する。4 月に都と区市町村の合同会議を経て、5 月に都から公表される予定である。</p> <p>湧水・清流保全都市宣言 (仮称) について、市長は 3 月定例議会の冒頭で「(仮称) 湧水・清流保全都市宣言を行うことも意義のあることと考えている」と所信表明を行った。また「(仮称) 湧水・清流保全都市宣言を求める請願」が提出され審議の結果は継続審査になった。6 月の市議会で改めて審議される。</p> <p>東久留米市市民環境会議委員と東久留米市庁内環境委員会委員との初めての懇談会が、3 月 30 日午後 2 時から 701 会議室で開催される。</p> <p>3 月 20 日から 21 日にかけての強風による被害状況 (倒木・枝折れ等)</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日付人事異動の内示があった。環境政策課での異動者はいなかった。みどりと公園担当主査が空席のまま、引き続き課長が兼務する。</p> <p>「かんきょう東久留米 平成 20 年度」を発行した旨を広報で周知することについて広報担当者調整したが、現状では自動的に表示する機能がないため、来年度以降は「かんきょう東久</p>		

留米を発行した」旨の広報記事を考えていきたい。

3月27日に環境シンポジウムが開催される。

(質疑・意見等)

- ・緑確保の総合的な方針(案)では、市から何か方向性を出したのか ⇒ 出していない。
- ・倒木等が発生した場合、ボランティアの力でかなりの部分を処理している。後片づけは行政で迅速に行ってほしい。
- ・都が処理するスケジュール等が分かった時点で、ボランティアの方にも情報を流してほしい。
- ・「かんきょう東久留米」の概要版を「くるくる」に掲載できないか ⇒ 「どの部分をピックアップすればよいのか」「内容的に概要版には馴染まない」等の意見が出された。
- ・市長の所信表明で「(仮称)湧水・清流保全都市宣言を行うことも意義のあることと考えている」とあったが、何故「宣言を行うことが」ではないのか ⇒ 把握していないが、文脈から判断されたい。

前回の議論のなかで「東久留米市のごみの削減率が低い」等の意見があった。この理由として「ある一定期間を調べた結果であり、調査の開始時期の数値が既に低いので、ごみの量は少なくても削減率自体は低い。ごみの量が多いということではない」との意見が出された。

3. 今後の全体会・部会の開催について

座長より「市民環境会議は、全体会 部会 全体会という流れで行っているが、これを改善したいとの声があるので委員の方々の意見を伺いたい」との問いかけがあった。これに対し各委員からは「全体会は毎回行う必要を感じない」「全体会は2～3カ月に一度開けばよい。部会を重視したい」「移動の時間がもったいない」「再度全体会のために集まることにより予定の時間に終了していない」「全体会のみの日と部会のみの日があってよい」「市からの情報提供は重要であり月1回の全体会開催は譲れない」「一例をあげれば環境フェスティバルの事務連絡等を行う場を確保するため毎月全体会を開催する必要がある」「部会は必要に応じて各部会で開けばよい」等の多くの意見が出された。

結論として「各回柔軟に対応するが、事前に部会を開くかどうか決めた上で周知する」「各部会では次の全体会で何を議論するか決め、事務局に報告しておく」ことになった。

全体会終了時刻 20時15分

4. 部会活動

今回は、部会活動を行った後、再度全体会を開くことなく解散した。